

令和 7 年度 就学援助制度について

※申請は、毎年必要です。
※4月からの認定をご希望の方は、次の期間に申請をお願いします
令和 7 年 2 月 3 日(月)～4 月 15 日(火)



ふじみ野市では、経済的理由によって就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対し、学用品費や給食費などの援助を行っています。生活保護を利用している世帯を除き、どなたでも申請できます。申請世帯の個人情報については、学校関係者を除き、他人に知られることはありません。

1 対象世帯 ※生活保護を利用している世帯は生活保護費で支給されますので、申請は不要です。
ふじみ野市に居住し、公立の小学校又は中学校に在学している児童生徒の保護者のうち所得金額等で教育委員会が認定した生計を一にする世帯が対象となります。

2 提出書類 ※必要書類がない等申請に不備がある場合、認定できないことがあります。

【全員が共通して必要な書類】

①**就学援助申請書**

教育委員会学校教育課、小・中学校、大井総合支所、出張所で配布。市ホームページからダウンロード可。

②**振込先口座の通帳(通帳の発行がない方はキャッシュカード)のコピー**

金融機関名・支店名・口座番号・名義人の記載のある箇所

【下表の対象者が必要な書類】(各項目いずれか 1 点の書類の提出。コピー可。)

対象者			必要書類
1	前年度の所得が基準額以下	令和6年1月1日～12月31日の間に収入があった方 ※単身赴任等で住民票を異動した方(生計を一にしている場合)を含む	令和6年分給与所得の源泉徴収票、令和6年分所得税確定申告書、令和7年度所得証明書 (6月交付開始予定、令和6年分の所得が記載されているもの) 等 ※6月以降に申請する方で、令和7年1月1日時点でふじみ野市に住民票があり、市役所で所得の情報を確認することが可能な方は提出不要。
		賃貸住宅にお住まいの方 ※非課税世帯等、認定審査上加算算定の必要のない方は、提出不要	賃貸借契約書のコピー (家賃、期間、契約印の記載のある箇所)、 家賃証明書 (学校教育課で用意している様式も使用することができます) 等
		障害者手帳をお持ちの方 ※非課税世帯等、認定審査上加算算定の必要のない方は、提出不要	障害者手帳等のコピー 次の手帳等をお持ちの方のみ、氏名、障害の程度の記載があるページのコピーを提出してください。 ◇身体障害者手帳 1・2・3 級 ◇療育手帳Ⅲ・A・B 級 ◇精神障害者保健福祉手帳 1・2 級 ◇障害年金証書
2	児童扶養手当の支給		児童扶養手当証書 等 (※児童手当・特別児童扶養手当とは異なります。)
3	市民税の減免または非課税(世帯全員)		市税減免通知書 等
4	国民年金保険料の免除(世帯全員)		免除・納付猶予申請承認通知書 等
5	国民健康保険の保険税の減免または徴収の猶予(世帯全員)		減免決定通知書 等 (※認定対象の減免に該当するか、事前にお問い合わせください。)
6	令和6年4月2日以降に生活保護の停止または廃止		保護廃止(停止)通知書 等
7	生活福祉資金の貸付		貸付決定日が令和6年度の貸付決定通知書 等
8	失業により家計が急変した		雇用保険受給資格者証、雇用保険被保険者離職票 等
9	減額・休職・休業・被災・罹災により家計が急変した		給与明細書、収支明細書、休職証明書、休業証明書、罹災証明書 等

3 申請場所 (電子申請での受付を開始しました)

提出前確認表(中面)で確認のうえ、インターネットによる電子申請、もしくは提出書類(1世帯で各1枚)を持参または郵送してください。

- ☐電 子 申 請
- 右記二次元バーコードから開けるフォームに必要事項を入力し申請(24時間受付可能)
- ☐申請書提出先
- 教育委員会学校教育課(市役所第2庁舎3階)、在籍または入学予定の小学校(事務室)
※学校に提出するときに封筒に入れ、提出すると、学校教育課にそのまま届けられます。
※大井総合支所・出張所では受付できません。

☐郵 送 宛 先 教育委員会学校教育課 ※中面の封筒(切り貼りが必要)をご利用できます。



▲電子申請フォーム

4 申請期間・審査結果通知 ※随時受付しています。

☐令和 7 年 2 月 3 日(火)～令和 8 年 2 月 27 日(金) **※4月認定は4月15日(火)までに申請。**

☐申請日の翌月からの認定。

☐認定の可否については、書類審査の後、認定月に郵送します。4月認定は5月末までに郵送します。

5 支給内容・方法等

支給対象費目	支給金額(予定年額)	
	小学生	中学生
学用品費・通学用品費	1年生 11,630 円 2～6年生 13,900 円	1年生 22,730 円 2・3年生 25,000 円
新入学学用品費 ※1年生のみ	57,060 円	63,000 円
修学旅行費	7月認定まで支給対象 実費相当額 ※学校からの報告により支給額決定	
校外活動費(宿泊なし)	1,600 円	2,310 円
校外活動費(宿泊あり)	実費相当額の2分の1 ※学校からの報告により支給額決定	
学校給食費	実費相当額 ※直接、学校給食課に振り込みます	
体育実技用具費 ※授業で使用する柔道着のみ	支給はありません	7,650 円(上限)※領収書の提出必要 ※中学校3年間で1回のみ
クラブ活動費	支給はありません	10,000 円(上限)※領収書等の提出必要
医療費 ※要保護世帯のみ医療券を発行 ※準要保護世帯は、こども医療費支給制度をご利用ください。(希望者には発行します)	保護者負担額 ※医療券を医療機関に提出して受診してください。 学校において治療の指示を受けた以下の疾病のみ ①トラコーマ及び結膜炎 ②白癬、疥癬及び膿痂疹 ③中耳炎 ④慢性副鼻腔炎及びアデノイド ⑤齲歯 ⑥寄生虫病(虫卵保有を含む。)	
独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金	保護者負担額 ※4・5月認定の児童生徒分のみ 6月以降認定は対象外	

※生活保護を利用している世帯は、修学旅行費及び医療費のみの支給となります。

※支給は、認定後に発生した費用を申請書記載の口座に振り込みます。振込先を変更する場合は、学校教育課にご連絡ください。

※支給時期は、各学期終了後になります。なお、振込予定日は通知しませんので、通帳などで振り込みを確認してください。

※支給により学校での集金を免除するものではありません。

※支給金額を学校長指定口座に振り込むこともできます。学校と相談の上、委任状の提出をお願いします。

6 認定の目安

所得金額はあくまで目安です。世帯ごとに認定基準額は違います。なお、所得金額は、源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」欄の金額、もしくは確定申告書の「所得金額合計」欄の金額です。

世帯人数	世帯構成(年齢)	所得金額(持家)	所得金額(賃貸)
2人	親(36)・子(6)	238 万円程度	334 万円程度
3人	親(36)・子(6)・子(3)	301 万円程度	398 万円程度
3人	父(38)・母(36)・子(6)	269 万円程度	366 万円程度
4人	親(39)・子(9)・子(6)・子(3)	382 万円程度	479 万円程度
4人	父(41)・母(39)・子(9)・子(6)	337 万円程度	434 万円程度
5人	親(42)・子(12)・子(9)・子(6)・子(3)	472 万円程度	568 万円程度
5人	父(44)・母(42)・子(12)・子(9)・子(6)	424 万円程度	521 万円程度
6人	父(47)・母(45)・子(15)・子(12)・子(9)・子(6)	486 万円程度	583 万円程度
7人	父(50)・母(48)・子(18)・子(15)・子(12)・子(9)・子(6)	540 万円程度	638 万円程度
8人	父(53)・母(51)・子(21)・子(18)・子(15)・子(12)・子(9)・子(6)	593 万円程度	690 万円程度

<お問い合わせ>ふじみ野市教育委員会 学校教育課学務係
〒356-8501 ふじみ野市福岡1-1-1
電 話 049-220-2084(直通) FAX 049-267-3737(直通)
Eメール gakumu@city.fujimino.saitama.jp

